

2. 二之宮宮下東遺跡出土の墨書土器について

高島英之

はじめに

本遺跡からは131点にものぼる墨書土器が出土している。ただし小片などで全く判読できないものが52点ほどある。それにしても県内のこれまでの1遺跡における墨書土器出土数からみれば極めて多い事例と言えるだろう。これらの墨書土器の殆んどは谷部包含層からの出土であり、遺構に伴なうものは少ないので墨書土器の内容から集落内の単位集団の趨勢をあとづけることはできないが、則天文字を記したもののが多量に含まれていることや、非常に特徴的な字形のものがみられることなど、近年、俄かに脚光を浴びるようになってきた墨書土器研究に、大変有益な素材を提供することができる資料群と言えるだろう。殊に、最近、注目されつつある字形論との関わりの中で、重視できる内容を含んでいると考えられる。

なお、本遺跡出土の墨書土器全点の内容や器形・器種・施文部位・時期などについては、表1および図1に掲げておいたので、以下では、出土資料中にみられる特徴的な事項2・3についてとりあげていくことにしたい。

1. 則天文字「廐」(天)

本遺跡では、則天文字「廐」(天)を記す墨書土器が25点出土している。時期は、いずれもほぼ8世紀後半から9世紀前半にかけてのものであり、須恵器・土師器の双方にみられる。則天文字としては1種類のみであるが、これほど則天文字がまとまって出土した例は、全国でも類をみない。

殆んどが「廐」1文字のみの記載であるが、須恵器蓋つまみ部に「廐寶」と記すものが2例あり、さらに下の字が判読不能ではっきりしないが、同じく熟語を記したであろうものがもう1例存在している。「廐寶」は文字通り「天の宝」の意であり、吉祥句・呪句的な文言とみられる。これらと同時期とみられる須恵器蓋つまみ部に「神」と記すものが出土しているところからみて、これらはある一定の祭祀・儀礼的行為に際して使用されたものと考えて大過ないだろう。また、則天文字と他の通有の漢字とを組み合わせて1つの単語となした用例も非常に珍しい。

とりわけ注目されるのは、須恵器杯に籠書きで「廐」の字を記したものが3点含まれることである。⁽¹⁾須恵器であるから当然焼成前の書き入れということになる。従来、墨書・刻書土器を考える上では、籠書きのものは土器焼前以前の刻字であるから生産段階においてなされたものであり、一方墨書や釘書きのものは、ほぼ消費地・すなわち集落遺跡であればその村落内で記されたものと考えられており、記された文字の性格も自ら分別されるものと考えられてきた。ところが本遺跡の出土例では、明らかに生産段階で記された文字と消費地で記されたと考えられる文字とが全く同一であり、甚だ稀有な事例と言わざるを得ない。つまり本遺跡地では、須恵器の生産段階に対して、「廐」の字を籠書きするように恰も発注するといったような行為がなされていたと考えることができよう。⁽²⁾近年、土器への墨書行為の意味・目的については、村落内あるいは単位集団内、さらには1住居内などにおける一定の祭祀や儀礼行為等の際に、土器になかば記号として意識された文字が記されたものが多いということが指摘されており、⁽³⁾本遺跡地では、そうした祭祀・儀礼に際してのある種のマークとして「廐」の字が用いられたと言うことができるだろう。そしてこのマークは、村落内で墨書するにとどまらず、須恵器生産段階にまで、刻字を求めるほどに、この集団にとっては意味を有する文字であったということになろう。

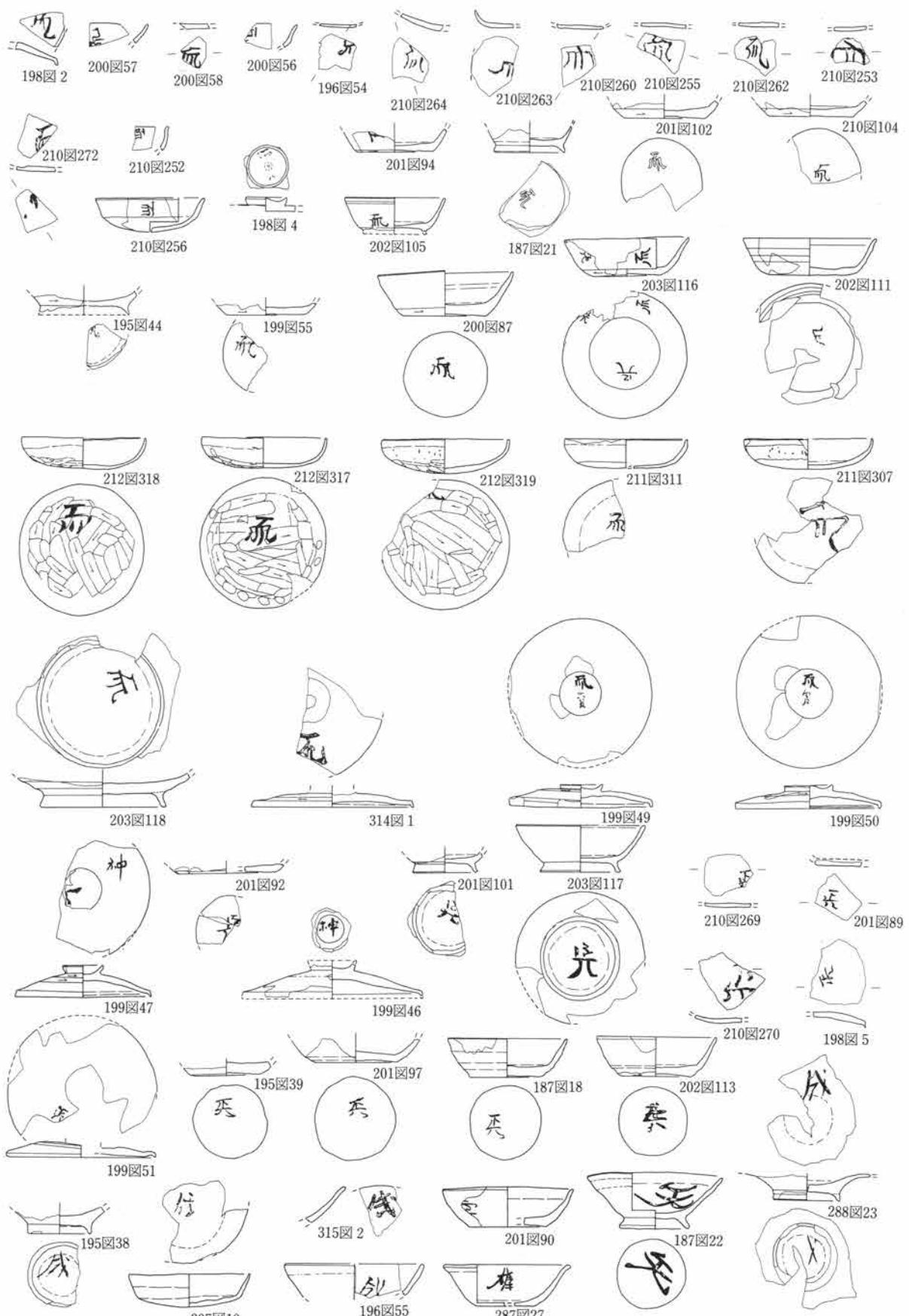


図1 二之宮宮下東遺跡出土墨書き土器集成図 (1)

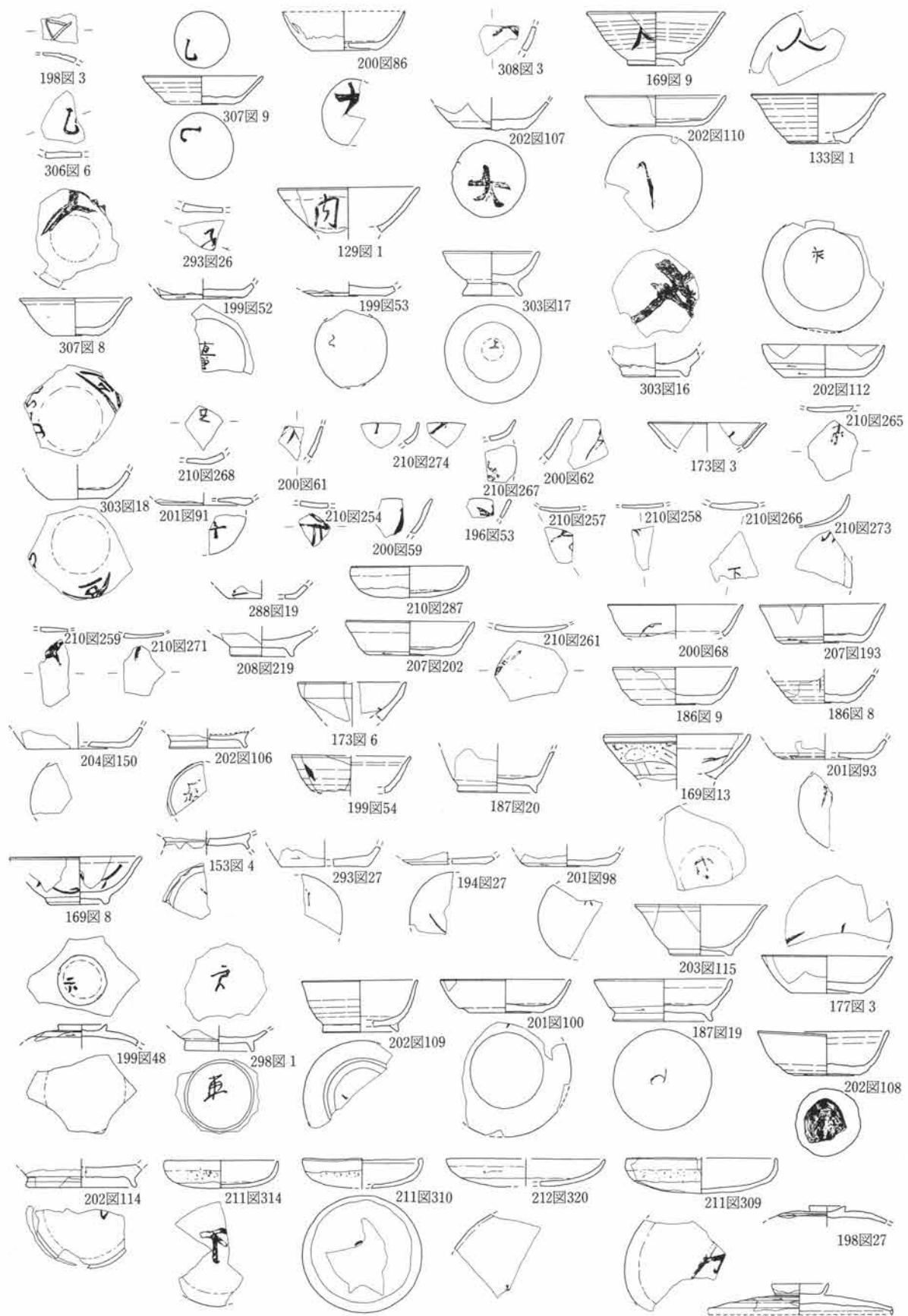


図1 二之宮宮下東遺跡出土墨書き土器集成図 (2)

表1 二之宮宮下東遺跡墨書土器一覽表 (1)

登録	図番号	出土位置	积文	種別	器種	時期	備考
735	198図2	15層	貯カ	須恵器	蓋	?	天井外面、則天文字「天」か
767	200図57	15層	貯	須恵器	杯?	8~9C	体部外面、横位、則天文字「天」
763	200図58	55溝	貯	須恵器	杯	8~9C	底部外面、則天文字「天」
768	200図56	15層	貯	土師器	杯	8C後~9C前?	体部外面、横位、則天文字「天」
1274	196図54	14層	貯	土師器	杯	8~9C	底部外面、則天文字「天」
1093	210図264	14、15層	貯	土師器	杯	?	底部外面、則天文字「天」
1082	210図263	54溝	貯カ	土師器	杯	8C後~9C前	底部外面、則天文字「天」か
1094	210図260	54溝	貯	土師器	杯	?	底部外面、則天文字「天」
1096	210図255	54・55溝	貯	土師器	杯	?	底部外面、則天文字「天」
1095	210図262	15層	貯	土師器	杯	?	底部外面、則天文字「天」
1100	210図253	15層	貯	土師器	杯	?	底部外面、則天文字「天」
1097	210図272	15層	貯 □	土師器	杯	?	底部内面、則天文字「天」 底部外面
1102	210図252	15層	貯	土師器	杯	8C後~9C前	体部侧面、横位、則天文字「天」
1078	210図256	15層	貯	土師器	杯	8C後~9C前?	体部外面、横位、則天文字「天」
732	198図4	15層	貯 □	須恵器	蓋	8~9C	蓋つまみ、則天文字「天」
741	201図94	15層	貯	須恵器	杯	8C後~9C前	体部外面、横位、則天文字「天」
760	202図105	54溝	貯 貯	須恵器	杯	8C後~9C前	底部外面、(籠書)、則天文字「天」 体部外面、正位、則天文字「天」
2395	187図21	12井戸	貯	須恵器	杯	8~9C	底部外面、(籠書)、則天文字「天」
739	201図102	54溝	貯	須恵器	杯	8C後~9C前	底部外面、(籠書)、則天文字「天」
745	210図104	54溝	貯	須恵器	杯	8C後~9C前	底部外面、則天文字「天」
1238	195図44	14層	貯	須恵器	杯	8C後~9C前?	底部外面、則天文字「天」
755	199図55	56溝	貯	須恵器	杯	8C後~9C前	底部外面、則天文字「天」
742	200図87	15層	貯	須恵器	杯	8C後~9C前	底部外面、則天文字「天」
743	203図116		得万 得万 貯	須恵器	杯		底部外面 体部外面、横位 体部外面、横位則天文字「天」
881	202図111	54溝		須恵器	杯	8C後	底部外面、則天文字「天」
1070	212図318	54溝	貯	土師器	杯	8C後~9C前	底部外面、則天文字「天」
1071	212図317	54溝	貯	土師器	杯	8C後~9C前	底部外面、則天文字「天」
1072	212図319	54溝	貯カ	土師器	杯	8C後~9C前	体部外面、正位、則天文字「天」
1079	211図311	54溝	貯	土師器	杯	8C後~9C前	底部外面、則天文字「天」
1076	211図307	54・55溝	貯	土師器	杯	8C後~9C前	底部外面、則天文字「天」
1005	203図118	54溝	貯	須恵器	盤	8C後~9C前?	底部外面、則天文字「天」
2574	314図1	5区6H水田	貯	須恵器	蓋	8~9C	蓋外面、則天文字「天」
728	199図49	15層	貯寶	須恵器	蓋	8C後~9C前	蓋つまみ、則天文字「天」を含む
727	199図50	15層	貯寶	須恵器	蓋	8C後~9C前	蓋つまみ、則天文字「天」を含む
730	199図47	14、15層	神	須恵器	蓋	8C後~9C前?	蓋外面
729	199図46	15層	神	須恵器	蓋	8C後~9C前?	蓋つまみ
747	201図92	15層	得万	須恵器	杯	8~9C	底部外面
976	201図101	16層	得万	須恵器	杯		底部外面
758	203図117	54溝	得万	須恵器	杯		底部外面
1089	210図269	54・55溝	正合	土師器	杯	?	底部内面
852	201図89	15層	正合	須恵器	杯	?	底部外面
1086	210図270	54溝	正合	土師器	杯	?	底部内面
734	198図5	54溝	正合	須恵器	蓋	?	蓋外面
733	199図51	54溝	正合	須恵器	蓋		蓋外面
1237	195図39	14層	正合	須恵器	杯		底部外面
738	201図97	54溝	正合	須恵器	杯		底部外面
2388	187図18	12井戸	正合	須恵器	杯		底部外面
737	202図113	54溝	正合	須恵器	杯		底部外面
297	288図23	2区55住	成	須恵器	皿		底部内面、底部外面?
1275	195図38	14層	成	須恵器	椀		底部外面
2607	307図10	5区河道	成	土師器	杯	9C前	底部内面
2681	315図2	5区表土	成	須恵器	椀	9C後~10C前	体部内面、正位、
1272	196図55	14層	成	須恵器	椀		体部内面、正位、187図22と同様

表1 二之宮宮下東遺跡墨書土器一覧表 (2)

登録	図番号	出土位置	积文	種別	器種	時期	備考
754	201図90	54溝	得	須恵器	杯	8 C後～9 C前	体部外面、横位
2361	289図27	322土坑	雄	須恵器	杯	9 C中～後	体部内面、正位
2390	187図22	12井戸	矢 矢	須恵器	椀		体部内面、正位 底部外面
736	198図3	15層	△	須恵器	蓋	8～9 C	底部外面、籠書
2615	306図6	5区中央河道	乙	須恵器	杯	8～9 C	底部内面
2611	307図9	5区中央河道	乙 乙	須恵器	杯	9 C前	底部内面 底部外面
740	200図86	15層	大	須恵器	杯	8 C後～9 C前	底部外面
2671	308図3	2 H水田	人カ	須恵器	椀	9～10 C	体部外面、正位
201	169図9	42住	人カ	須恵器	椀	10 C前	体部外面、正位
2466	133図1	17住	人	須恵器	椀	10 C前～中	体部内面
753	202図107	15層	太	須恵器	杯	9 C前	底部外面、内面に朱痕あり
751	202図110	15層	人	須恵器	杯	8 C後	底部外面
2604	307図8	5区1号河道	人?	須恵器	杯	9 C後	体部内面、正位
2561	293図26	B水田下	子カ	須恵器	杯	8 C後～9 C	底部外面
746	199図52	15層	真里カ	須恵器	杯	8 C後～9 C前	底部外面
48	129図1	14住	内	須恵器	椀		体部外面、正位
851	199図53	54溝	几	須恵器	杯	8 C後～9 C前	底部外面
2682	303図17	5区37溝	上	須恵器	椀	10 C	底部外面、籠書
969	303図16	50溝	中カ	須恵器	椀	10 C前	底部内面
752	202図112	54溝	不	須恵器	杯	8 C後	底部外面、积読不能
2582	303図18	5区37溝	几 ▲ □ U 合	須恵器	杯	9 C後	体部内面、正位 体部内面 体部内面 体部外面 体部外面
1165	210図268	54溝	足	土師器	杯	?	底部内面、籠書
749	201図91	15層	十	須恵器	杯	8～9 C	底部外面
769	200図61	14・15層	□	須恵器	椀?	9～10 C	体部外面
1099	210図254	15層	□	土師器	杯	?	底部外面、210図253と同じ文字か?
1101	210図274	14・15層	□ □	土師器	杯	8 C後～9 C前	体部内面 体部外面
765	200図59	15層砂上	□	須恵器	杯	9 C	体部外面
1083	210図267	15層	□	土師器	杯	8 C後～9 C前	底部外面
1273	196図53	14層	□	須恵器	椀?	9 C～10 C	体部外面
764	200図62		□	須恵器	椀?	9～10 C	体部内面
1098	210図257	16層	□	土師器	杯	?	底部外面
203	173図3	42住	□	須恵器	椀	9 C～10 C	体部内面
1103	210図258	15層	□	土師器	杯	?	底部外面
1090	210図266	16層	□	土師器	杯	?	底部外面
1088	210図265	15層	□	土師器	杯	?	底部外面
1081	210図273	15層	□	土師器	杯	8 C後～9 C前	体部外面
1091	210図259	16層	□	土師器	杯	?	底部外面
1084	210図271	16層	□	土師器	杯	?	底部外面
2117	288図19	2区202土坑	□	かわらけ?	皿	中世?	体部外面
761	208図219	56溝	□	須恵器	皿?		底部外面、成?
1073	210図287	54溝	□	土師器	杯	8 C後～9 C前	底部外面
889	207図202	55溝	□	須恵器	杯	8 C後	底部外面
1085	210図261	54・55溝	□	土師器	杯	?	底部外面
943	200図68	15層	□	須恵器	杯	9 C前～中	体部内面
2389	186図9	12井戸	□	須恵器	杯	8 C後～9 C前	底部外面
863	207図193	15層・9井戸	□	須恵器	杯	8 C後	底部外面
2385	186図8	12井戸	□	須恵器	杯	9 C中～後	体部外面
923	204図150	15層	□	須恵器	杯	8～9 C	底部外面
975	202図106	54溝	□	須恵器	杯	8～9 C	底部外面
212	173図6	42住	□	須恵器	椀		体部内面、196図13と同様な器形

表1 二之宮宮下東遺跡墨書土器一覧表 (3)

登録	図番号	出土位置	釀文	種別	器種	時期	備考
757	199図54	55溝	□	須恵器	杯	8 C後～9 C前	体部外面
2396	187図20	12井戸	□	須恵器	杯	8 C後～9 C前	底部外面
204	196図13	42住	□	須恵器	椀		体部内面
748	201図93	15層	□	須恵器	杯	8～9 C	底部外面
202	169図8	42住	□	須恵器	椀	10C前	体部内面と外面
129	153図4	31住	□	須恵器	杯	9 C	底部外面
2562	293図27	5区B水田	□	須恵器	杯	8 C～9 C前	底部外面
2826	194図27	14層	□	須恵器	杯	8 C後	底部外面
756	201図98	55溝	□	須恵器	杯	9 C後	底部外面
759	203図115	56溝	□	須恵器	椀	10C前	底部内面
268	177図3	51住	□	須恵器	杯		底部内面
731	199図48	15層	□	須恵器	蓋	8～9 C	蓋つまみ、転用観
2882	298図1	5区1H水田	□ □	灰釉陶器	椀	10C	底部内外面
961	202図109	15層	□	須恵器	杯	9 C前	底部外面
750	201図100	54溝	□	須恵器	杯	8 C後	体部外面
2394	187図19	12井戸	□	須恵器	杯	8 C後～9 C前	底部外面
744	202図108	54～55溝	□	須恵器	杯	8 C後～9 C前	底部外面
762	202図114	54溝	□	須恵器	盤	8 C後～9 C前	底部外面
1080	211図314	54溝	□	土師器	杯	8 C後～9 C前	底部外面
1074	211図310	15層	□	土師器	杯	8 C後～9 C前	底部外面
1077	212図320	15層	□	土師器	杯	8 C後～9 C前	底部外面
1075	211図309	55溝	□	土師器	杯	8 C後～9 C前	底部外面
774		15層	□	須恵器	蓋	8～9 C	蓋つまみ
1226	194図6	14層	□	須恵器	蓋	8 C後～9 C前？	蓋つまみ部

近年、則天文字を記した墨書土器は、全国各地で相次いで発見されている。

周知のように則天文字とは、中国・唐代の女帝、則天武后（624～705、在位690～704）が、載初2年（690）に制定した、独特の文字群である。

則天武后（武照）は、唐王朝第3代皇帝高宗（李治）の皇后で、病弱な夫に代わって政治の実権を握り、夫帝の死後は自ら帝位にのぼって、国号を「周」と改め、新王朝を創始しようとした、中国史上、空前絶後の女帝である。その武后が、新王朝を樹立したことを象徴する意味をこめて、独自の新しい文字を創製させ、從来ある文字の代わりにその使用を命じたのが則天文字である。⁽⁴⁾

中国史上では、時の絶対権力者が自らの権力を誇示するための手段の1つとして、特定の文字や書体・独特な文字を強制的に使用させることが往々にしてあった。⁽⁵⁾例えば秦の始皇帝が、中国全土支配の道具として漢字の統一を図り、用途に応じて書体まで指定したことは夙に知られている。また、はるかに時代は下るが、11世紀後半に建国されたタングート族の王国・西夏では、三代目の国王李元昊によって独自の西夏文字が制定され、国内で使用されていたことがわかっている。⁽⁶⁾

則天文字の数は、実際のところ明確ではないが、現在のところ確認されているのは17文字である（図2参照）⁽⁷⁾。天・地・人などの重要な文字の他、日・月・星・国・君・臣・正・證・年・聖・など、主に皇帝に関する文字や、詔勅・公文書などで使用頻度の高いものが多く、彼女の在位中にたてた證聖・載初・天授などの年号も、この新字の中から選びとられている。また「曌」という字は、武后的名である「照」の字に代わるものであるが、既存の「明」と「空」の字とを組み合せて合成したもので、文字の構成の背景には、自らが天空を明るく照らす存在

曌	聿	垂	霍	𠀤
（	（	（	（	（
證	載	年	君	天
）	）	）	）	）
月				
曌	聿	垂	霍	𠀤
（	（	（	（	（
聖	初	正	臣	星
）	）	）	）	）
地				
曌	聿	垂	霍	𠀤
（	（	（	（	（
授	照	人	國	日
）	）	）	）	）

表2 則天文字一覧

でありたいとする絶対権力者・武后的願いがこめられているのだろう。自分の名前に用いる文字、使用頻度の高い文字や年号に使用する文字に限って新字を作成したのは、最高の権力者となった自分の権威を新しい文字によって示すことを意図したからにほかならない。⁽⁸⁾事実、則天文字は従来の文字に比して画数も多く、装飾的であり、神秘的な妖しささえ漂わせている。また、さきの「曌」(照)でもみてきたように、一と忠を合わせて「憲」(臣)、一生と書いて「圣」(人)、山・水・土を合成して「聖」(地)、一・人・大・吉を合成して「處」(君)など、殆んどの字が、既製の漢字の偏やつくりを合成して意味を持たせて創製したものである。

この則天文字は、武后治政下にあっては、その強大な権力をもって強制されたため、社会にもある程度定着したようである。ただ、中国では武后的死後、直ちに使用が禁止され、後代全く用いられなくなったのが、わが国では後世まで使用された文字もある。

わが国への則天文字の伝来は、正倉院宝物の慶雲4年(707)書写の『王勃詩序』中に、「廼」(天)「聖」(地)「日」(日)「月」(月)「星」(星)「年」(年)「人」(人)「授」(授)「國」(國)「載」(載)「初」(初)などが用いられていることからみて、大宝の遣唐使(704年帰国)によるものと考えられている。⁽⁹⁾また、養老名例律八條条に、「國」(國)の字が使用されており、やはり奈良朝初期に唐律の写本によってこの字が伝えられたとみられる。⁽¹⁰⁾また、和銅元年(708)の年紀を有する下道圓勝國依母夫人骨藏器(1699年岡山県矢掛町出土)の銘文にみえる「圓勝」「圓依」の字も同じくこの文字であり、⁽¹¹⁾天平勝宝八歳(756)2月6日付相模國朝集使解(早稻田大学蔵)に、「御浦郡司代大田部直『圓成』」の自署がみえる。さらに寛平、延喜の頃(9世紀末~10世紀初頭)の書写と考えられている岩崎本『日本書紀』の推古16年夏四月条に、

小野臣妹子至大唐、唐圓号妹子臣日蘇因高。

とあり、また同16年9月条に、

新漢人大圓。

とみえ、ここにも則天文字の使用が指摘できる。⁽¹³⁾さらにやや下って、平安時代末期・大治四年(1129)銘の宮城県名取市神宮寺一切経中の大方広仏花嚴經卷19(304号)にも「廼」(天)「圓」(月)「聖」(初)の文字が用いられていることが確認されており、⁽¹⁴⁾はるかに下って江戸時代前期の水戸藩主徳川光圀の名にも則天文字「圓」(國)が使用されている。⁽¹⁵⁾さらに金石文における用例をみると、正倉院宝物の佐波里椀に、針書で「聖」(地)が記されたものがあり、⁽¹⁶⁾神奈川県厚木市出土の古代の銅印に「鑿」(證)の1文字を鋳出したものがある。⁽¹⁷⁾また、鎌倉時代以降、鐘や扁額、石燈籠、板碑などにおける紀年銘に「聖」(年)を用いる例が散見できるという。⁽¹⁸⁾

以上の点をみても、この中国・唐代の特殊漢字・則天文字が、わが国内においてかなり広範囲に使用されていたことが判明するのだが、そのことを裏付けるのが、近年、各地で出土例が増加しつつある則天文字を記した墨書土器である。前述したように則天文字は、人為的に作字・制定され、短期間のうちに使用が限定された極めて特殊な文字であるから、それが記された墨書土器を検討することによって、古代の在地社会における文字文化の伝播・漢字文化の摂取の過程とその背景を解明する上での手掛りを得ることができるだろう。

則天文字を記す墨書土器については、東野治之氏が出雲国庁跡出土の墨書土器に「聖」(地)の存在をはじめて指摘して以来、⁽¹⁹⁾平川南氏の一連の論考によって体系的にまとめられ、⁽²⁰⁾以後のこの分野に関する指針となっている。これら先学の驥尾に付して、私もそれらの資料集成を行ない、全般的な見通しを少しばかり述べたことがある。⁽²¹⁾

現在のところ管見に触れた限り、本遺跡を含めて、全国19遺跡から53点に及んでいる（表2、図3参照）。則天文字が記された墨書土器の出土状況、文字の数、墨書されている土器の器種や墨書の部位・位置・方向などについてみると、特に他の墨書土器の様相とさしたる限りはないが、現時点における出土例をみる限りでは、出土遺跡の性格としては、特に官衙、寺院関連が多いようである。遺構の状況からすれば一般的な集落遺跡である場合でも、寺院や官衙との関連を色濃く匂わせる遺物が出土しているケースが少なくない。⁽²²⁾

すでに平川南氏も指摘されているように、⁽²³⁾武后治政下で作製された中国・唐代の経典には則天文字が多く使用されていたから、⁽²⁴⁾わが国内では、唐から請来された經典を写経する過程で、則天文字も經文とともに寺院や僧侶を媒介として各地に広まったと考えられる。これと関連して最近では東野治之氏が、『新訳華嚴音義私記』『龍龕手鑑』『類聚名義抄』などの仏典に関わる音義・字書の類から参照されるというケースも想定されているが、⁽²⁵⁾これも注目すべき見解と言えよう。また、さきにも掲げた養老律の写本の例にもあるように、地方官衙とそこに入りする階層の人々を経由しての伝播というルートも想定可能である。

則天文字と他の通有の文字とを組み合わせて一つの単語となした例は極めてまれであり、本遺跡出土の「爪寶」2点と、秋田県払田棚跡出土の「缶舎」「缶口」、石川県徳久荒屋遺跡出土の「專當綱長江沼臣勝缶」の例にとどまり、余はすべて1文字のみの記載である。この点も古代の墨書土器に一般的にみられる特徴と共通する点であり、他の例と同じく、1文字のみの墨書では、それが何を意味するものであるのか判別つきがない。つまり、則天文字の墨書土器のみが、特別の用途や機能があって、特殊な状況の下に使用されたというわけではなく、ごく一般的な、通有の墨書土器と同じ範疇の中で促えて差し支えないと言えるだろう。

墨書土器の類例からみるならば、「爪」「宝」「缶」などは、則天文字17文字中でも比較的よく普及していた文字と言えるのではないだろうか。⁽²⁶⁾また、1遺跡から複数種類の則天文字が出土する例は稀で、概ね1つの遺跡からは同一の文字が出土している。これらの点を勘案するならば、地方においては則天文字の全てが一群として伝わっているのではなく、その中の数文字が殆んど単発的といった形で伝播しているにすぎないのだろう。

以上の諸点を考え併せるならば、そうした墨書土器の書き手の側には、則天文字という意識が存在していたかどうかは甚だ疑問であり、そのような字形が一種マジカルな威力をもった、特殊な記号的意味を有していたとみるべきではないだろうか。則天文字を制定した則天武后自身が、人一倍文字に対して神秘を感じていたふしがあるから、則天文字は従来の字形より画数が多く、装飾的かつ示威的であり、一種の妖しささえ漂わせている。⁽²⁷⁾文字それ自身にある種の呪術的な魔力が付帯されていたとみられる古代社会にあっては、則天文字のような特異な字形こそ吉祥句・呪句としてはより効果的であったと考えられる。

先述したように、わが国最古の則天文字の使用例は、正倉院宝物中の慶雲4年（707）筆者の『王勃詩序』であり、その慶雲4年とは、則天文字制定の僅か17年後、武後の死の2年後にすぎない。中央の支配者階級にあっては、新來の則天文字が先進国・唐の最先端の文化として受けとめられていたであろうことは想像に難くないが、すでにその数十年後、8世紀後半段階には東国の村落にまで出現している。⁽²⁸⁾その在地社会への急速な伝播・浸透から考えるならば、地方村落においては、いかほどの認識があって使用されていたかは定かでないが、少なくともその特殊な呪力性が重んじられて受容されたには相違なく、おそらくは最新の、靈力高い符号として伝播していったと見られるのではないだろうか。

2. 「得万」

表3 則天文字を記した墨書土器

番号	遺跡名	所在地	遺跡の種類	則天文字の点数	土器の年代	文字	文献
1	払田柵跡	秋田県仙北郡仙北町城廻	城柵	2	9世紀	岳舎・岳口	1
2	道伝	山形県東置賜郡川西町道伝	官衙(郡家)	2	11世紀	彌・岳	2
3	御山千軒	福島県福島市御山	集落	2	8~9世紀	彌	3
4	下野国府	栃木県栃木市田村町	官衙(国府)	1	8世紀	岳	4
5	二之宮宮下東	群馬県前橋市二之宮町	不明(祭祀)	25	8~9世紀	彌	本書
6	二之宮千足	群馬県前橋市二之宮町	不明	1	9世紀	岳	5
7	堀下八幡	群馬県佐波郡赤堀町他	集落	2	9世紀	生	6
8	上矢島	群馬県佐波郡境町天島	集落	2	9世紀	彌	7
9	花前I	千葉県柏市花前	集落	1	9世紀	彌	8
10	作畠	千葉県東金市油井	集落	2	8~9世紀	岳	9
11	下曾我	神奈川県小田原市永塚	官衙(郡家?)	4	8世紀	生	10
12	曾根	新潟県北蒲原郡豊浦町曾根	集落	2	9世紀	Theta	11
19	下神	長野県松本市神林	莊家・集落	1	10世紀	岳	12
14	豆生田第3	山梨県巨摩郡大泉村	集落	1	9世紀	岳	13
15	柳坪	山梨県巨摩郡長坂町	集落	1	10世紀	生	14
16	宮之前第2	山梨県韮崎市	集落	1	10世紀	彌	15
17	三小牛ハバ	石川県金沢市三小牛町	寺院	1	8世紀	生	16
18	徳久荒屋	石川県能美郡辰口町	莊家	1	8世紀	専當郷長江沼臣勝岳	17
19	出雲国府	島根県松江市宮の後他	官衙(国府)	1	8世紀	墨	18

文献

- 秋田県教育委員会 『払田柵跡 I—政庁跡—』 1985
- 川西町教育委員会 『道伝遺跡発掘調査報告書』 1984
- 福島県教育委員会 『東北新幹線関連遺跡発掘調査報告』 VI 1983
- 栃木県文化振興事業団 『下野国府跡』 VII 1987
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 『二之宮千足遺跡』 1992
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 『堀下八幡遺跡』 1990
- 境町教育委員会 『上矢島遺跡発掘調査概報』 1979
- 千葉県文化財センター 『常盤自動車道埋蔵文化財調査報告書』 II 1984
- 作畠遺跡調査会 『作畠遺跡発掘調査報告書』 1986
- 国学院大学考古学資料室 『国学院大学考古学資料室要覧一下曾我遺跡出土遺物—』 1973
- 豊浦町教育委員会 『曾根遺跡』 1982
- 長野県埋蔵文化財センター 『中央自動車道長野線埋蔵文化財発掘調査報告6—松本市内その3一下神遺跡』 1990
- 大泉村教育委員会 『豆生田第3遺跡』 1986
- 山梨県教育委員会 『柳坪遺跡』 1986
- 韮崎市教育委員会 『宮ノ前第2遺跡・北堂地遺跡』 1991
- 金沢市教育委員会 『三小牛ハバ遺跡調査概報』 1988
- 石川県立埋蔵文化財センター 『辰口西部遺跡群』 1988
- 松江市教育委員会 『出雲国府跡発掘調査概報』 1970

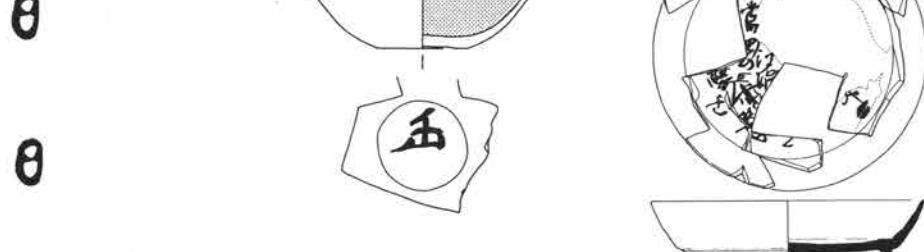
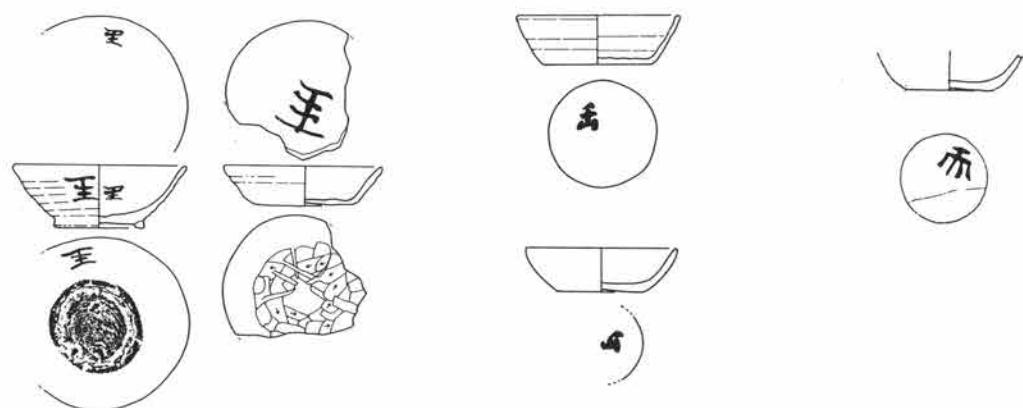
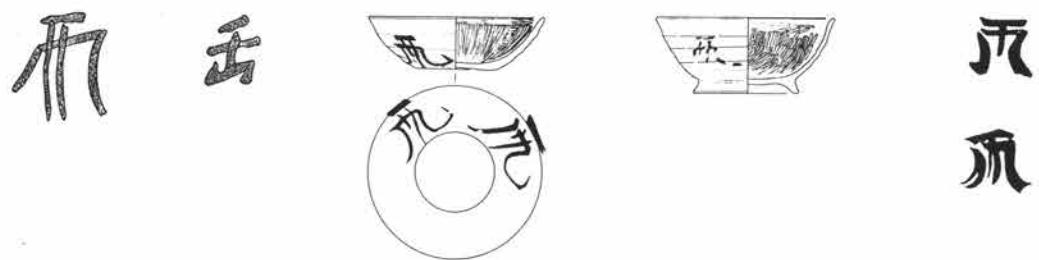


図2 各地出土の則天文字を記した墨書き土器

「得万」の語を記す墨書土器が4点ほどみられる。また、欠損していて「得万」という熟語になるかどうかは判然としないが、「得」のみ確認できるものが1点存在する。

これらの資料は、一見するとそのように判読できるように思われないが、この「B」のような非常に特徴的な字形については、すでに平川南氏が全国各地から集成されているように、「得」の草書体である（図3）⁽²⁹⁾。平川氏が掲げられているように、中国の居延漢簡等にみられる「得」の書体ともよく類似しており、また各地出土の墨書土器にも全く同一の書体のものがみられ、変形し記号化した字形として使用されている。また「得万」という熟語も各地でみられ、吉祥句・呪句的な単語としてかなり普遍的であったとみられよう。

なお、楷書体ではなく、却ってこのような草書体の字形が各地においてみられる点については、平川氏の指摘にもあるように、「得」の文字が他の文字とともに摂取され、楷書、行書、草書の各書体等の訓練を経て記されたのではなく、草書体がやや変形した字形のみで伝播してきたと言えるだろう。

3. 「正合」

「正合」と記するものが9点存在している。これも字形のみを見る限りにおいては、まず「正合」とは訛読できず、「正八」「正人」などと判読してしまうところであるが、平川南氏の検討の結果、「正」と「合」の字を組み合わせた字形であることが確認されている。⁽³⁰⁾この「正合」の字形「弔」も各地で出土しており（図4）⁽³¹⁾、単語としてもかなり普及していた語と言えるだろう。各地における出土例には、「正合」の他に「立合」「力合」などの語の用例もあり、また「正」については「正万」などの用例もあるので、やはり吉祥句・呪句的な表現の1つと考えられよう。

おわりに

さきにも述べたように、本遺跡出土の墨書土器は、点数こそ多いものの、殆んどのものが谷部包含層から出土したものであり、遺構に伴なうものが少なく、墨書土器それ自体から村落内の単位集団などを跡づけることはできなかった。そこで、出土資料の中から極めて特徴的な資料群をとりあげて、若干のコメントを付したにすぎないわけである。しかしながら、則天文字「弔」を記するものが非常に多いことや、特殊な組み合わせ字形のものが存在するなど、最近の墨書土器研究の動向の中で、新たな分析視角として注目されている字形論に、極めて良好な資料を提示できたと言えるだろう。

なお、最後に、本遺跡出土の墨書土器の全般的趨勢について一言まとめておこう。

25点の多きを数える則天文字「弔」の墨書土器は、ほぼ8世紀後半から9世紀前半代に限られ、それ以降は全くみられなくなる。また、その時期には「弔」以外の文字を記すものは大変少なく、一方、「弔」以外の墨書が出現してくるのは9世紀以降である。すなわち本遺跡出土資料中で最多の「弔」は、極めて限定された期間の中で集中して記されているわけである。しかも中には土器生産段階にまで発注し刻書させたものまで存在している。少なくとも本遺跡地におけるこの時期の人々にとっては、どうしてもこの文字でなくてはならなかつたような大変高い意義を有する文字であったと言えるだろう。そしてこの時期を過ぎると、全く記されなくなってしまう。この現象が、「弔」を記す集団の消長を物語るのか、それとも「弔」の字が何らかの祭祀・儀礼行為に付帯するもので、その祭祀の変更や断絶に起因するものであるのかは、現時点では明らかにしがたいが、今後も墨書行為の意味を考えていく上で注意すべきであろう。

以上、甚だ雑駁な行論に終始したが、大方の御批判、御叱正を御願いして擲筆することにしたい。

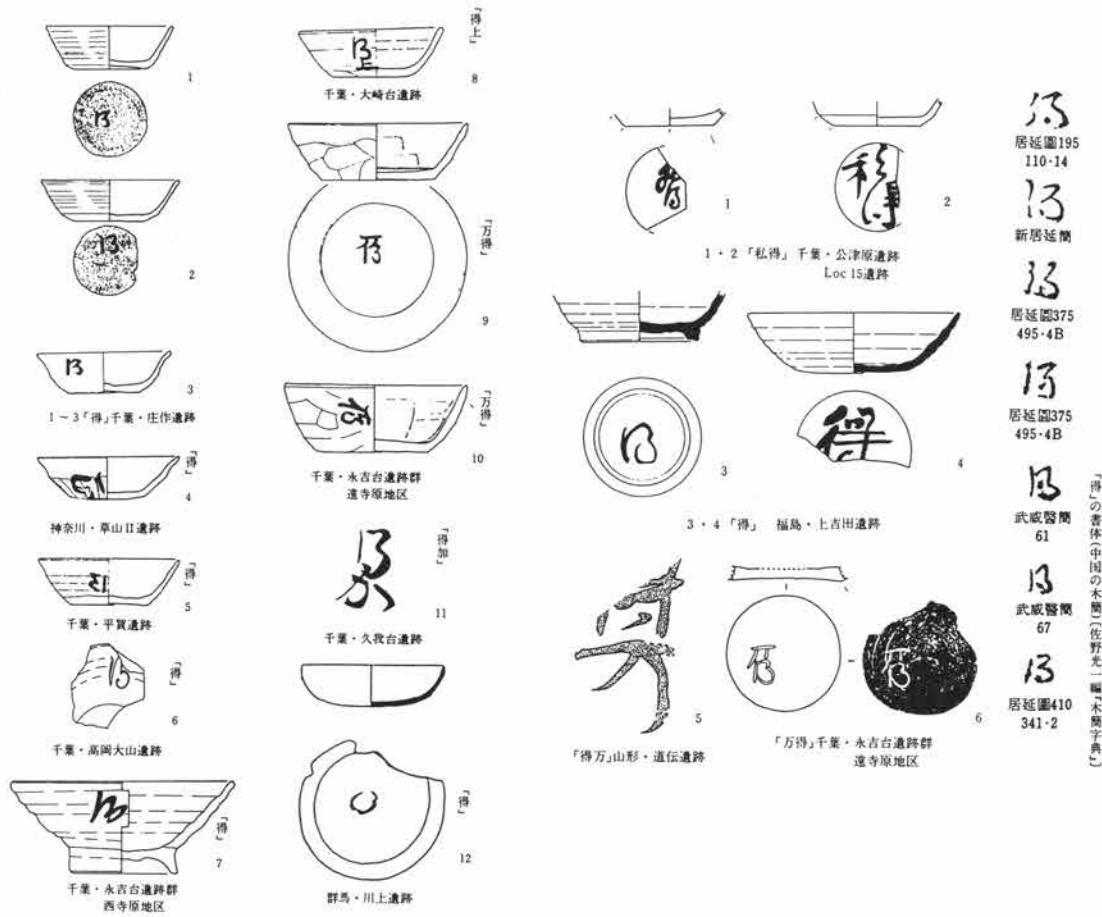


図3 「得」・「得万」の字形（平川諭文より）

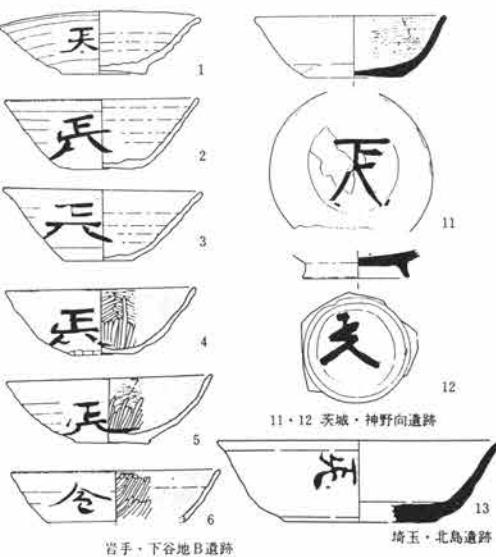


図4 「正合」の字形（平川諭文より）

註

- (1) 「爪」の箋書きがあるにもかかわらず、なおかつ別の部位に同じ文字を墨書きしてあるものが1点ある。
- (2) 土器生産段階においてある種の墨書きがなされ、それがそのまま消費段階にまでもたらされる可能性は全く無いとはいえないものの、まず想定しにくいだろう。
- (3) 平川南・天野努・黒田正典「古代集落と墨書き土器—千葉県八千代市村上込の内遺跡の場合—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』22 1989年)。
- (4) 阿辻哲次『漢字の歴史』 大修館書店 1989、171~176頁。
- (5) 阿辻哲次氏註(4) 前提書。
- (6) 西田龍雄『西夏文字の話』 大修館書店 1989。
- (7) 常盤大定「武周新字の一研究」(『東方学報』 6 1936)。
- (8) 阿辻哲次氏註(4) 前掲書173~174頁、外山軍治『則天文字』 中公新書 116~120頁。
- (9) 阿辻哲次氏註(10) 前提書175頁。
- (10) 藏中進「上代則天文字考」(『古典学漢』 塗書房 1982)、東野治之「発掘された則天文字」(『出版ダイジェスト』 1187 1986)。
- (11) 藏中進氏註(10) 前提論文、松中由美子「日本における則天文字の受容」(森浩一編『考古学と技術』 同志社大学 1988)。
- (12) 松中由美子氏註(11) 前提論文。
- (13) 藏中進氏註(10) 前提論文。
- (14) 東北歴史資料館『名取新宮寺一切経調査報告』 1980。
- (15) 光匂は最初から「光匂」と称したのではなく、もとの名は「光国」であり、後年自ら「国」を則天文字「匂」に代えたのだと言われている(佐々木利三「日本金石文に見える則天文字」(『東方学論集』 龍谷大学 1982))。
- (16) 松嶋順正「正倉院宝物銘文集成」 吉川弘文館 1978 171頁 38号銘文。なお藏中進氏註(10) 前提論文に指摘されている。本資料に紀年銘はないが、天平勝宝4年(752)の東大寺大仏開眼会前後のものとみて間違いないようである。
- (17) 本資料の印画は「鑿」となっており、則天文字「鑿」の正確な字形とは若干異なり、上のつくりの「永」と「主」の位置が逆になっているが、単純な字形の錯誤によるものと解してよく、則天文字の「鑿」とみなして間違いない(相羽勝「厚木市飯山出土の銅印」[伊勢原市教育委員会『文化財ノート』 1992])。
- (18) 佐々木利三氏註(15) 前提論文。京都山科岩屋神社扁額「寛元元年」(1243)、京都華高寺銅鐘銘「正応元年」(1288)、東京東村山市徳蔵寺板碑「元弘三年」(1333)など。
- (19) 東野治之氏註(10) 前掲論文。
- (20) 平川南「則天文字を追う」(『歴博』 34 1989)、同「下神遺跡出土の墨書き土器について」(長野県埋蔵文化財センター『中央自動車道長野線埋蔵文化財調査報告』 6 - 松本市下神遺跡 - 1990)、同「墨書き土器とその字形—古代村落における文字の実相—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』 35 1991)。
- (21) 拙稿「則天文字を記した墨書き土器について」(『信濃』 502 1991)。同「則天文字の導入」(『月刊文化財』 362 1993)
- (22) 千葉県東金市の作畠遺跡は、検出遺構の状況からみれば東日本各地にみられる典型的な集落遺跡の様相を呈しているが、則天文字「匂」と同遺構から「寺」と記された墨書き土器が出土している他、別の遺構からは仏器とみられる灰釉双耳壺が出土していて、遺跡内に所謂「村落内寺院」が存在していた可能性があり、群馬県境町の上矢島遺跡からも「寺」の墨書き土器が出土している点が注目できる。また新潟県富浦町の曾根遺跡も、5点の木簡をはじめ付札状木製品、多量の木製祭祀具、340点にのぼる墨書き土器が出土しているところからみると単なる一般村落とは考えにくいくらい。
- (23) 平川南氏註(20) 前掲論文。
- (24) 例えは敦煌出土の『大方等無想大雲經』などの例がある(阿辻哲次氏註〔1〕 前掲書)。
- (25) 東野治之「墨書き・刻書き土器の意義」(群馬県史編纂室『群馬県出土の墨書き・刻書き土器集成』 2 1992)。
- (26) さきにもみてきたように、文書や金石文などでは「匂」「卓」などが比較的多くみられるのと対照的である。この相違が何を意味しているのか確定することはできないが、則天文字伝播経路の相違に因るという仮説も成立かもしれない。
- なお、長野県松本市の下神遺跡からは「而」と記した墨書き土器が出土している。字形からみれば「而」(じ・しこうして)とみてまちがないが、則天文字「爪」の崩れた字形の可能性が高いといいう(平川南氏註〔20〕 前掲論文)。
- (27) 外山軍治氏註(8) 前掲書118~119頁。
- (28) 遣唐使によってもたらされた則天文字が、中央を経由して地方へ伝播していくというルートが、常識的に理解の前提となってしまうところであろうが、これとは全く別個の伝播経路も想定しておく必要もある。例えば、全くの臆測の域を出ないが、渡来人によってもたらされるなど、中央を経由しないダイレクトな伝播が存在する可能性もあながち否定できないのではないだろうか。東国などの在地社会への非常に早い伝来からみるならば、その蓋然性も低くないようと思われる。
- (29) 平川南氏註(20) 前掲論文。
- (30) 平川南氏註(20) 前掲論文。なお、これらに限らず、このような二文字を組み合わせて恰も一文字のように記す例は、各地の墨書き土器に非常に多くみられ、さらには文書や木簡でも少なからず散見できる(例えは「戸主」を「屋」、「朝臣」を「朝」と書くなど)。こうした組み合わせ字形は、古代社会においては、かなり普遍的に用いられていたと言えるだろう。
- (31) なお、この字形「天」については、東野治之氏が、天の古体「天」「死」との類似を指摘しておられるが(同氏註〔25〕 前掲論文)、本資料では、字の上部の造りが明らかに「正」となっており、「正」ではないので、平川氏の見解に従って「正合」と釈読した。